平成２８年（フ）第８１号
秋田市茨島６丁目５番32号
債務者　鳥海　志前
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
秋田県大館市花岡町字前田88番地７
債務者　成田　毅
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２７号
福島県いわき市内郷御台境町六反田25―５、住民票上の住所茨城県久慈郡大子町大字小生瀬3114番地
債務者　佐藤　守
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５５３号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目４番４―510号
債務者　菅原　健一
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６２号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番10棟307号
債務者　長嶋美代子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８６号
川崎市麻生区上麻生７丁目40番１号　ファミールヤマニ　２―105
債務者　後原美紗子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
新潟市中央区新島町通５ノ町2232番地３　日建レジデンス新島町201号
債務者　Ｆｒｏｏｍこと　渡辺　大樹
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
新潟市東区海老ケ瀬新町４番13号　コーポアイ103
債務者　平野みどり（旧姓小布施）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８５号
新潟市東区藤見町１丁目１番１―708号
債務者　齋藤　幸一
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４号
石川県七尾市藤橋町戌の28の１　コーポヨシムラ101号室、従前の住所石川県七尾市三引町23部28番地
債務者　吉村　和美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６１号
長野市上松２丁目８番16号　トゥインクルハウス101
債務者　阪本　勝太
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
長野県松本市大字里山辺3877番地１　Ｂｅイング１
債務者　小林　舞
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９４号
長野県松本市大字島内6681番地３
債務者　丸山　敬子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３３号
岐阜県加茂郡川辺町比久見501番地６
債務者　大脇久美子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１１４号
三重県津市末広町21番31号　レオパレスＳＡＫＵＲＡ103号、前住所鹿児島県いちき串木野市生福9191番地５
債務者　奥上野　剛
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１４号
兵庫県川西市加茂１丁目７番５号
債務者　三澤　孝文
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係